



# 「労働時間と取り扱う」回答、見解を示す！

## タブレット端末(Joi-Tab)交換作業における労働時間の取り扱いに関する緊急申し入れ

現在各系統においてタブレット端末交換作業が行われていますが、一部の職場において自分の時間で交換作業に伴う手続きが行われた為に、申13号として緊急申し入れを行いました。6月21日に書面回答が新潟支社より示されました。

1. タブレット端末の交換に関する諸作業に要する時間は労働時間として取り扱うこと。

**回答. 業務については労働時間として取り扱うことになる。**

全系統、全職種においてタブレット端末による業務が行われています。鉄道設備、車両の検査・点検業務やお客さまへの案内業務、運転業務においても不可欠でありタブレット端末なしに業務ができないと言っても過言ではありません。そうであるから多くの職場で交換に関する作業を労働時間内において実施されています。



# 過去の教訓を活かし賃金未払いを防ごう！

しかし、一部の職場の現場管理者は支社の回答待ちとして労働時間として取り扱うか明確にしていません。

過去に業務に関わる作業は労働時間と取り扱うことを求め、交渉を通じて過去に遡り清算してきました。過去の実績を振り返る清算作業は大変な労力がかかります。今月発生した労働実績は今月中に反映し、無駄な作業を発生させないように、タブレット端末交換に伴う作業は労働時間とすることを実現させましょう！